第十二号の十三様式（附則第十八条関係）

［様式　別紙二十　挿入］

第十二号の十四様式（附則第十八条関係）

［様式　別紙二十一　挿入］

第十二号の十五様式（附則第十八条関係）

［様式　別紙二十四　挿入］

第十二号の十五の二様式（第二十八条関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式略］

第十六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式略］

第16号様式別表１記載要領

［１～３　略］

４　「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、法附則第12条の２に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。

この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

５　製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあっては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあっては、法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

第十六号様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式略］

第十六号様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式略］

第16号様式別表２記載要領

［１～３　略］

４　「売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

［５　略］

第十二号の十三様式（附則第十八条関係）

［様式　別紙十九　挿入］

第十二号の十四様式

［様式　別紙二十一　挿入］

第十二号の十五様式（附則第十八条関係）

［様式　別紙二十三　挿入］

第十二号の十五の二様式（第二十八条関係）

［様式　別紙二十五　挿入］

第十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式同上］

第十六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式同上］

第16号様式別表１記載要領

［１～３　同左］

４　「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、同条第３項第１号及び法附則第12条の２に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。

この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

５　製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の４第２項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあっては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあっては、同条第３項の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

第十六号様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式同上］

第十六号様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五関係）

［様式同上］

第16号様式別表２記載要領

［１～３　同左］

４　「売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第３項及び法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

［５　同左］